

発議案第 2 号

学校給食の質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書について

地方自治法第 99 条の規定に基づき、政府関係機関に対し、令和 8 年度に予定されている学校給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 27 日提出

提出者 北上市議会議員 白 鳥 顕 志

賛成者 北上市議会議員 高 橋 久美子

同 藤 原 常 雄

同 三 宅 靖

提案理由

令和 7 年 2 月に自民党、公明党の政府与党と日本維新の会の三党合意により、小学校における全国一律の給食無償化を令和 8 年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。しかし、小学校だけでも無償化には約 4,900 億円必要と言われ、そのための恒久財源の確保は見通しが立っていないことから、各自治体に負担が生じる懸念もある。学校給食費は、物価高騰の影響により、一部の自治体では学校給食の質および量の確保が困難となっている実態もあり、学校給食無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、学校給食の質と量の維持・向上という観点からも実施されなければならないことから、国に対して質・量の確保を担保するための予算措置を求めるもの。

学校給食の質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書

学校給食は、子どもたちの日々の食事の 3 分の 1 を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では学校給食の質および量の確保が困難となっている実態がある。

このような中、国による学校給食無償化の実現は、学校給食の安定供給と、子育て支援や少子化対策への貢献という両面から、極めて重要な政策的意義を有する。令和 7 年 2 月に自民党、公明党の政府与党と日本維新の会の三党合意により、小学校における全国一律の給食無償化を令和 8 年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

しかしながら、全国一律の無償化により約 4,900 億円の財源が必要とされている反面、恒久的な財源確保には至っていないことから、各自治体に負担が生じる懸念もあり、その場合、地方自治体の限られた予算内で学校給食費をまかなう必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、学校給食の質や量が低下しかねず、自治体間格差も生じるおそれがある。

したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、学校給食の質と量の維持・向上という観点からも実施されなければならない。

学校給食の質の充実については、地産地消の推進や食育の強化、有機食材の使用拡大を求める声が高まっている。一方で、日本の食料自給率は 38% にまで低下しており、第一次産業の振興や食育の観点からも、地産地消のさらなる推進が必要である。

加えて、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」では、2050 年までに化学農薬の使用量を 50% 低減、化学肥料を 30% 低減し、有機農業の取組面積を全体の 25% に拡大することを目標としており、有機食材の使用拡大は、環境の持続可能性や健康増進の観点からも、行政が先導的に取り組むべき重要課題である。

よって、国による学校給食無償化の実施にあたっては、すべての児童・生徒の健やかな成長を促す上において、学校給食の質および量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体間格差が生じないよう下記の事項について特段の取り組みを強く求める。

記

1. 学校給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により学校給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること。
2. 地産地消の推進、食育の充実、有機食材の使用拡大など、質の高い学校給食を安定的に提供できる体制を構築すること。
3. 長期欠席児童生徒や、学校外で学ぶ子どもたちにも学校給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

岩手県北上市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣